

2025



ESネクスト有限責任監査法人

監査品質のマネジメントに関する 年次報告書

Transparency Report

CONTENTS

I.	監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	1
1	理事長メッセージ	2
2	監査品質指標	4
3	法人事務所の概況	6
4	組織図及び法人運営・各業務	8
II.	経営管理の状況	12
	経営基盤	
1	品質管理基盤	13
2	組織・ガバナンス基盤	21
3	IT 基盤	28
4	人的基盤	29
5	財務基盤	33
6	国際対応基盤	34
7	IPO ナレッジ基盤	35
8	ステークホルダーとの対話	37
9	品質管理システムの評価結果	38
	女性活躍支援	42
III.	監査法人のガバナンス・コードの適用状況	44

I

監査品質向上に向けた取組 及び事務所概要

1 理事長メッセージ

企業を支えるインフラとして次世代を担う経営者と共に 社会のイノベーションを Lead する

ESネクスト有限責任監査法人は、デジタルがプラットフォームになる新時代において、『Next』次世代をリードする、『Entrepreneur』経営者・起業家・新規事業者・各分野のイノベーターを、様々な分野での多様な経験をベースにした高い専門能力により、『Support』支援することで、社会に貢献することをミッションとしています。次世代『Next』の経営者『Entrepreneur』をサポート『Support』するとの法人のミッションを監査法人の名前としている完全にミッションドリブンの監査法人です。IPOそしてIPO後の新興企業の社会インフラとなることを目指しています。社会インフラとなるためには、設立当初より、一定の規模と監査品質のための組織化とガバナンス体制を前提としています。2020年7月に社会問題解決に強い意識と行動力を持つ7名のパートナーを含めた9名によって設立した当法人は、2025年6月30日現在で設立後5年を経過し、法人のミッションに賛同する多くのメンバーが集まり35名のパートナーを含む200名を超える組織となりました。常勤職員の平均年齢は28歳と非常に若く、若手職員の育成が課題と認識しております。経験とノウハウを共有化することで、より効果的効率的に若手職員を育成するため、生成AIを含めたDXの活用が重要と考えております。

また、設立4年6か月の2024年12月の決算では、売上は2,193百万円となり、2024年に決算期を迎えた監査法人としては業界10位となりました。大手・準大手監査法人に続く監査法人として、外部目線を意識したより高いガバナンス体制を構築していきたいと考えております。

前述のとおり、次世代『Next』の経営者『Entrepreneur』をサポート『Support』するとの監査法人のミッションを監査法人の名前としている完全にミッションドリブンの監査法人です。IPO及びIPO後の新興企業の社会インフラとなることを目指しています。

次世代『Next』の経営者『Entrepreneur』をサポート『Support』するとの法人のミッションに賛同して集まった当法人のメンバーは、若い経営者・経営陣がリードする新しいビジネスモデル・新しいテクノロジー等を基盤とする会社に監査人として対峙することになります。成長著しい新ビジネス等に対峙する構成員は、情熱を持ち、前向きで監査人としてより早い成長を目指しています。パートナーを中心に、早い成長を希求する構成員全員に対して、情熱をもって指導する組織文化を醸成しています。

若い経営者・経営陣がリードする新しいビジネスモデル・新しいテクノロジー等を基盤とする会社ほど、DX化の推進に對して積極的です。当法人は、DX環境下での監査について高い意識をもつ組織文化を醸成しています。多くのステークホルダーに信頼される社会インフラとなるために、法人の高いガバナンス体制の構築運用と高い監査品質を意識した高い視座をもつ法人の文化を醸成してまいります。我々は、成長企業の監査を通じて次世代を担う経営者と共に社会のイノベーションをLeadすることが、当法人の果たすべき社会的使命であり、それを達成するための高い監査品質体制を最優先とし、高いガバナンス体制を保持してまいります。

そして、将来的な法人の姿として、①成長企業の監査を通じて次世代を担う経営者と共に社会のイノベーションをLeadすることで、[日本の将来のイノベーションを継続的に支える監査法人](#)、②若い職員が成長して、イノベーションに強い若いパートナーを育成し、[その若いパートナーが、日本をリードする若い経営者をサポートする監査法人](#)、③経験を積んだ[若い経営陣がリードする監査法人](#)、④[日本の将来のイノベーションに貢献する多くの人材を輩出する監査法人](#)を目指しています。

理事長 パートナー 鈴木 真一郎



2 監査品質指標



職階ごとの人員構成

パートナー	34名 (18%)
マネージャー	7名 (4%)
シニア	34名 (18%)
スタッフ等	100名 (54%)
事務職員	12名 (6%)
合 計	187名

(2025年1月1日現在)

品質管理業務に従事する人員数

審査パートナー	23名 (兼任含む)
会計監理パートナー	5名 (兼任含む)
監査監理パートナー	7名 (兼任含む)
事務職員	8名
合 計	35名 (兼任除く)

日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果に基づく
極めて重要な不備事項及び重要な不備事項

あり



3 法人事務所の概況

法人名 ESネクスト有限責任監査法人

英文名 ES Next LLC

理事長 鈴木 真一郎

設立 2020年7月1日

所在地 〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大成大手町ビル9階

人員数 理事パートナー：9名 パートナー：25名

公認会計士：31名 公認会計士試験合格者：88名 その他：34名

合計：187名

(2025年1月1日現在)

沿革

2020年7月1日 設立

2020年9月28日 準登録事務所

2022年2月21日 有限責任監査法人に移行し、法人名称をESネクスト監査法人から
ESネクスト有限責任監査法人に変更

2022年3月28日 上場会社監査事務所

2023年10月31日 2022年5月に交付された「公認会計士法及び
金融商品取引法の一部を改正する法律」に規定された
新制度の上場会社等監査人登録制度による上場会社等監査人名簿への登録

監査証明業務の状況

(2024年12月31日現在)

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	8社	8社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	6社	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	141社	—
⑦ その他の任意監査	—	—
合 計	155社	8社

非監査証明業務の状況

(2024年12月31日現在)

区 分	対象会社数
大会社等	3社
その他の会社等	66社
合 計	69社

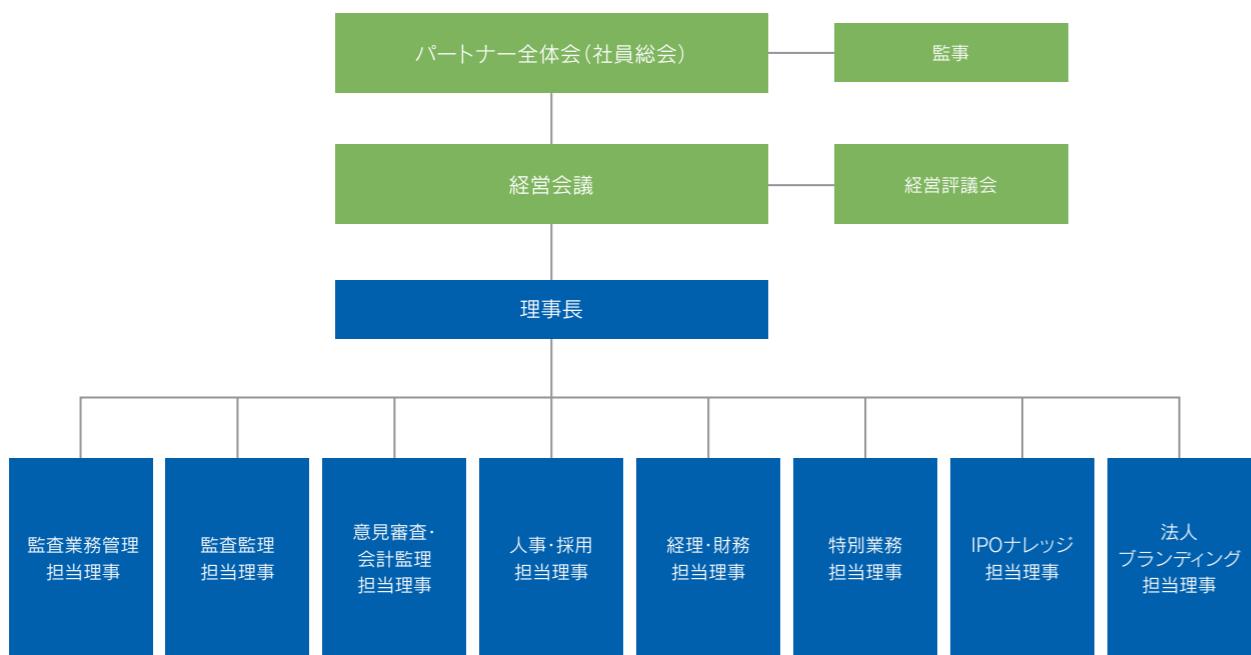
上場会社の監査対象会社名

(2024年12月31日現在)

株式会社ハピネス・アンド・ディ	バリューカリエーション株式会社
ジヨルダン株式会社	株式会社情報戦略テクノロジー
株式会社サイバーセキュリティクラウド	株式会社Liberaware
株式会社アピリッツ	ククレブ・アドバイザーズ株式会社

4 組織図及び法人運営・各業務

(1) 組織図



(2) 法人運営・各業務

当法人は、法人運営を担う経営会議の構成メンバーとして、9名の理事を選任しています。理事長以外の8名の理事メンバーは各担当業務の責任者として、以下の業務を管掌しマネジメントしています。

監査業務管理

法人内の監査業務の運用の同質化を目指し、各監査チームの監査業務支援を行っています。当法人では専門職員を3グループ体制で編成し、各グループ長(パートナー)のもと、監査業務のアサインメント管理、教育・人事フィードバック、各種ナレッジの共有、パートナー全体会での決定事項の伝達などを行っています。

また、すべての監査業務において電子監査調書を利用しておらず、当該ツールの運用保守、情報セキュリティ管理を行うとともに、生成AIの活用などによる監査業務のDX対応にも取り組んでいます。



監査業務管理担当理事
加藤 健一

意見審査

監査の品質向上・維持を図るべく、監査業務の各段階における審査、及び、監査意見の審査の運営を行っています。法定監査及び準金融商品取引法監査については、監査契約締結後、監査チームから独立の立場にある審査パートナーを選任するとともに、各審査のモニタリングを行っています。



意見審査・
会計監理担当理事
中川 真紀子

会計監理

各監査チームの後方支援として、会計論点に関する問い合わせ・相談対応、会計Q&Aの提供、収益認識などの重要テーマの法人内研修、会計ナレッジの情報発信などを行い、各監査チームの日々の監査業務において有益な情報を提供しています。



監査監理担当理事
今井 春夫

監査監理

品質管理システムの整備及び運用責任者を担うほか、監査基準や監査基準報告書等に基づき、法人の監査マニュアルやガイドライン、監査調書様式の整備を行っています。各監査業務に対してコンサルテーションやモニタリングを実施するほか、構成員に対して、改訂された実務指針等の内容や法人内外で実施されている検査・レビュー事例、その他監査手続を実施する際の留意事項に関して、研修やインターネットでの周知を行っています。



人事・採用担当理事
落合 誉

人事・採用

専門職員の採用活動（新人・中途採用含む）や人事戦略を策定しマネジメントを行っています。また、毎年実施する人事フィードバック方針や構成員の職階に応じたスキルマップ及びコンピテンシーシートの策定・運用も行っています。

経理・財務

監査契約管理、当法人の事業計画策定、プロジェクト工数マネジメント、損益管理、財務・経理業務の統括マネジメントを行っています。



経理・財務担当理事
田代 学

特別業務

当法人の拡大に伴い、その段階に応じて特別プロジェクトを設置し対応を行っています。具体的には、当法人の有限責任監査法人化対応（2022年2月）、監査法人のガバナンス・コード対応、オフィス戦略策定、品質管理モニタリング、研修等になります。また、当法人の各業務を横断的にモニタリングする役割も担っています。



特別業務担当理事
根岸 大樹

IPOナレッジ

当法人の監査契約の多数を占めるIPO監査（準金融商品取引法監査）の監査品質を高めるため、全構成員を対象としてIPOナレッジの提供を行うとともに、IPOに関する法人内部研修の実施、IPOに知見の深い外部有識者による研修企画・対応などを行っています。また、Web3.0などの新規ビジネスについては専門グループを設置し、必要に応じて専門機関へ参画しています。



IPO ナレッジ担当理事
阿曾 友淳



法人プランディング

当法人の設立趣旨を念頭に、法人プランディング戦略、リクルートにおけるプランディング戦略のマネジメントを行っています。また、当法人の重要なステークホルダーである証券会社やVCなどとの連携を行っています。



法人プランディング
担当理事
藤岡 大祐



II

経営管理の状況

経営基盤

<改訂品質管理基準の適用>

当法人では、2023年7月1日より改訂品質管理基準の適用を開始しました。改訂品質管理基準及び監査法人ガバナンス・コードでは品質管理を支える経営基盤として品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、IT基盤、人的基盤、財務基盤、国際対応基盤の6つから主に構成されており、当法人ではこれら6つの経営基盤にIPOナレッジ基盤を加えた経営管理体制を構築しています。

<品質管理システムの評価の実施>

当法人の品質管理システムが、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供していることについて、品質管理システムに関する最高責任者が、特定の基準日において品質管理システムの評価を行っています。品質管理システムに関する最高責任者は、当該評価において検出された改善を必要とする項目を経営会議で報告します。各担当者は当該評価に基づき改善を行い、改善内容を品質管理システムに関する最高責任者に報告します。品質管理システムに関する最高責任者は適切に改善されていることを確かめることにより、適切な品質管理システムを構築しています。

1 品質管理基盤

<業務の品質管理の目的>

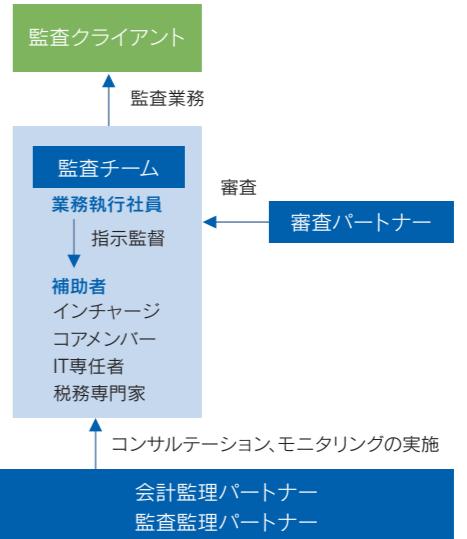
当法人は、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」が適用される業務に関して、その品質管理システムを整備し運用する責任を有しています。品質管理システムは、当法人に対して、以下の事項について合理的な保証を提供するために整備し運用されます。

- ・当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って業務を実施すること
- ・当法人又は業務責任者が状況に応じた適切な業務報告書を発行すること

<品質管理の概要>

最高経営責任者である理事長を品質管理システムに関する最終的な責任者と定め、品質管理システム責任者、その他の品質管理責任者を複数名体制で配置し、品質管理活動計画表を策定のうえ、品質管理システムの整備及び運用を行っています。

具体的には、OUR VISION「企業成長を支えるインフラとして次世代の経営者をサポートし社会のイノベーションを Leadする」、及びCOMMITMENT「新興市場とIPOの社会インフラとして適切な組織体制を構築運用し、DXを駆使して高度な監査を実施する」を、全構成員が閲覧できるインターネット掲示板トップ画面において常に掲示しています。そして、当法人は、構成員がOUR VISION及びCOMMITMENTを尊重し、当法人及び個々の監査業務における品質を確保するため、監査基準等に準拠して当法人



における品質管理に関する方針及び手続を定め、インターネットへの掲示や、電子監査調書システムへの格納、研修の開催により周知をしています。

監査の実施においては、監査基準等を踏まえた監査マニュアルや審査を含む各種監査調書様式、レポート様式を整備しています。監査チームは、監査業務期間にわたって実施される審査を通じて、具体的な監査手続についての協議を審査パートナーと実施します。また、監査チームは、会計監理担当パートナー、監査監理担当パートナーからコンサルテーションを必要に応じて受けます。

インターネットの掲示や研修等での周知事項について、個別の監査業務における適用状況を審査やモニタリングにおいて点検するとともに、その結果を各種品質管理活動の改善に反映しています。

各種品質管理活動は、品質管理活動計画表として取りまとめています。品質管理活動計画表は、監査法人としての当年度(または翌年度)予算における監査業務数(上場会社及びIPO準備会社に関する監査業務数)、人員計画及び関連する法規制や品質管理基準等に対応するための品質管理業務施策を踏まえて策定するとともに定期的に見直しを実施しています。

業務執行社員は、監査クライアントとなる企業に監査業務を提供する責任を負い、当法人の品質管理のシステムに基づき監査を実施します。

審査パートナーは、監査チームの外から監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するため、十分かつ適切な経験と職階等の資格を有する者が、個々の監査業務毎に選任され審査を実施します。

会計監理担当パートナー・監査監理担当パートナーは、個々の監査業務のモニタリングを行うほか、監査チーム及

び審査パートナーの業務が適切に実施されるよう支援をします。

審査を含む品質管理活動に従事する構成員は以下のとおりです。品質管理システム責任者、品質管理責任者及びその他の品質管理担当者の活動内容と実績時間は、品質管理活動計画表、プロジェクト別工数管理表等に集計され、経営会議で年2回、パートナー全体会で年1回、社外ガバナンス委員に対して経営評議会で年1回それぞれ報告しています。

理事パートナーは全員大手監査法人出身であり、監査業務に精通しており、理事パートナー含めパートナー全員の経歴を当法人ホームページに記載しています。

全てのパートナーは、通常研修の他に、パートナー品質管理研修を受講しています。理事長、品質管理担当理事を除く全てのパートナーは、パートナー品質管理面談(年3回程度)を受け、その評価をパートナー報酬(インセンティブ)に反映させています。専門職員のパートナーへの内部昇進の要件として、パートナー品質管理面談を実施しています。当該品質管理面談で一定水準以上の評価を得たパートナーベテラン候補者のみが、パートナー登用プロセスの対象となっています。

<品質管理業務に従事する人員数>

審査パートナー	23名(兼任含む)
会計監理パートナー	5名(兼任含む)
監査監理パートナー	7名(兼任含む)
事務職員	8名
合 計	35名(兼任除く)

<職業倫理・独立性>

職業倫理に関する規程等の遵守

当法人では、公認会計士法及びその関係法令、ならびに、日本公認会計士協会が定める倫理規則等の各種規程等を理解し遵守することを監査チームに義務付けています。

インサイダー取引防止

当法人では、インサイダー取引防止規程を定め、パートナー、専門職員、事務職員に対し、業務提供先の特定有価証券等の売買を禁止しています。また、株式等の保有・売買取引に関するルールを定め、パートナー、常勤専門職員、常勤事務職員に対し、国内上場会社の特定有価証券等の取引を制限しています。

当法人への入所時において当該役職員より、当法人のインサイダー取引防止規程に従い業務提供先の特定有価証券等の売買を行わない旨の誓約書の提出を求めるとともに、インサイダー取引の防止及び啓発を図っています。

独立性を確保する体制

当法人の全構成員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎期定期的かつ必要に応じ、独立性の保持の方針及び手続に関する確認書である倫理規則実務ガイドライン第3号「監査人の独立性チェックリスト(実務ガイドライン)」により利害関係の有無を調査し、報告を求めています。

パートナーが兼務している非監査業務について、法人との取引関係の有無につき調査を実施し、法人関与先との取引や独立性に抵触する事項がないことを確認しています。調査した結果、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観が識別された場合には、業務執行社員と当該構成員は、識別された違反を解決するために講じた措置について、意見審査担当理事及び監査業務管理担当理事に速やかに報告することとしています。

独立性遵守回答率と違反件数

確認手続の回答率

100 %

認識された違反

0 件

<新規契約の締結・更新>

監査契約を新規に締結する場合は、業務執行社員は、契約締結の判断に重要な影響を及ぼす事項等についての検討結果をパートナー全体会に報告し、契約締結に関する承認を得ています。なお、所定の項目に該当する場合には、業務執行社員はパートナー全体会の前に、契約審査会の承認を得ることとしています。

契約更新の場合も、新規の場合と同様の手続を行い、パートナー全体会で契約締結に関する承認を得ることとしています。

<業務執行社員のローテーション>

業務執行社員には、適用される法令等に基づき、定期的に交代することが義務付けられています。当法人では、業務執行社員の選任及び交代は、監査クライアントが属する業界、ビジネスモデル等に関する知見・経験を考慮し、深度のある企業環境の理解とリスクの識別を行った上で、批判的かつ深度のある監査業務ができるように最適のパートナーを選任しています。

業務執行社員のローテーションについては、「業務執行社員等の選任及び交代制度に関する規程」に基づき、独立性と職業倫理に関する法令等を遵守する観点から、連続する7会計期間を超えて関与してはならない旨を定めています。なお、審査パートナーも同様のルールを適用しています。

<不正リスクへの対応>

当法人は、不正リスクに対応する品質管理責任者を定め、不正リスク対応基準に基づき不正リスクに留意した品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用することとしています。当法人は、適切な水準での監査業務の実施を目的として、不正リスクに関する研修を行い、専門要員が監査の全過程を通じて職業的懐疑心を保持または発揮することを支援しています。不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合や、不正による重要な虚偽表示の疑惑があると判断された場合には、合議による不正審査対応委員会を開催し、監査チームによるリスクの識別及び評価の見直しの状況や対応する手続により入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価を審査します。必要な場合、当法人内

外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討しています。また、監査チームによる不正リスクの識別、評価及び対応手続の実施状況について監査業務期間を通じたモニタリングとフィードバックを行い、監査業務における不正リスクへの対応が、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されるよう監査チームを支援するとともに、適切に実施されていることを確かめています。

<専門的な見解の問合せの方針及び手続>

監査チームが判断に困難が伴う重要な事項については、業務執行社員は、当該事項を審査パートナーに事前に相談を行うこととしています。法律的な見解が必要な場合、その他専門領域の知識・見解が必要な場合には、当法人内外の適任者に対して、専門的な見解の問い合わせを行うこととし、業務執行社員は当該問い合わせに対する最終見解を得て判断する方針としています。

2024年12月期間合せ件数

会計監理

92
件

監査監理

79
件

<審査体制>

当法人のすべての法定監査及び監査報告書の提出が見込まれるその他の法定監査について、審査パートナーによる審査を受審するものとしています。

審査パートナーの選任は、意見審査担当理事が行い、経営会議で選任状況を報告し最終確認しています。

審査パートナーの適格性については、審査対象会社の監査業務に従事しておらず、かつ、法人内所定のパートナー品質管理面談及び研修を完了したパートナーを選任しています。審査担当会社の割当ては、品質管理活動年数や経験業種等を考慮の上決定しています。

審査パートナーは、所定のチェックリストを使用し、監査計画及び監査意見形成に係る問題点の有無並びに監査意見の形成につき、業務執行社員と討議するとともに、裏付けとなる監査調書の検討及び財務諸表とその監査報告書の検討を行うことにより審査を実施しています。

<合議制による審査会>

監査意見に及ぼす影響が大きく慎重な判断を必要とする事項等がある場合は、意見審査担当理事は合議制による上級審査会を開催し、業務執行社員は当該審査項目につき同意を得ることとしています。

上級審査会は意見審査担当理事が審査委員長となり、審査委員長が指名した理事メンバーで構成されており、案件によっては、他のパートナーの意見も聴取しながら、深度ある審査業務を行っています。

<個別の監査業務のモニタリング>

当法人は、品質管理の維持・向上の観点から、個々の監査業務の実施状況をモニタリングすることとしています。日本公認会計士協会が公表する品質管理レビューの方針や実施結果、公認会計士・監査審査会が公表する検査結果事例のほか、監査対象となる企業の特徴、新たに適用される会計基準や監査基準及び関連する法令の改正内容等を踏まえて品質管理上の重点事項を洗い出し、モニタリング項目として設定しています。原則として1年内に監査報告書を提出する予定の監査業務を対象にモニタリングを実施する

こととし、監査チームの体制や業務の進捗状況を踏まえて個別の監査業務毎にモニタリングの時期を決定し実施します。モニタリングは、監査チーム及び審査パートナー以外のパートナー及び必要に応じて職員(マネージャー)から構成される品質管理レビューによって独立性の確認、契約の締結及び更新からリスクの識別と評価、リスクに対応する手続の計画と実施、入手した監査証拠の評価と検出した虚偽表示の評価や監査意見の表明並びに審査パートナーによる審査の実施状況を含む監査業務全般を対象として実施します。モニタリング結果と発見事項に対する改善施策は、当法人の品質管理システムや個々の監査業務の品質向上に役立てるため研修等を通じて定期的または適時に構成員に周知します。

法人内部のモニタリング実施状況

実施中の監査業務の検証

15
業務

完了した監査業務の検証

2
業務

内部点検において検出された
「監査意見に影響を与える
重要な指摘事項」件数

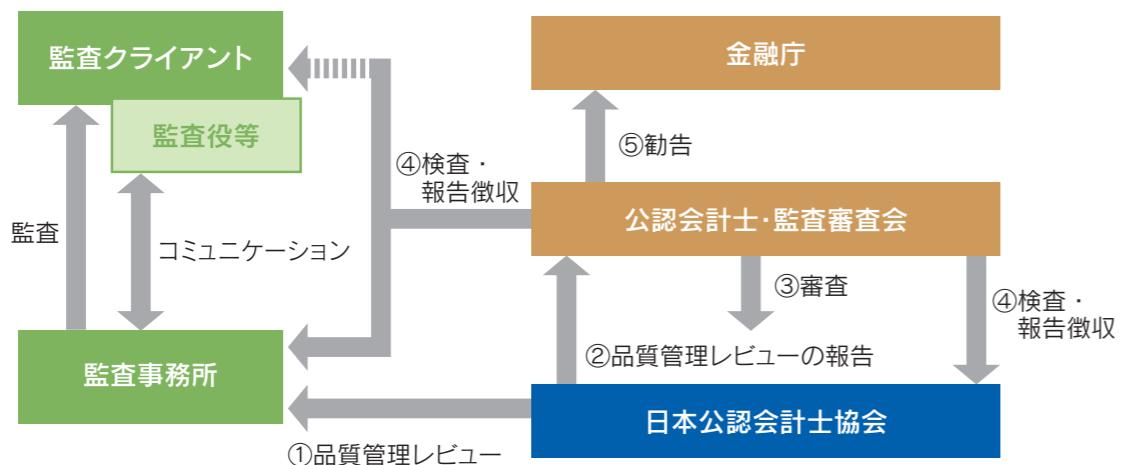
0
件

なお、完了した監査業務の検証は、2024年度
の検証として2025年2月に実施しています。

<法人の品質管理システムのモニタリング>

当法人は、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者が、品質管理システムの有効性を検証するためのモニタリングを実施しています。当該品質管理システムのモニタリングによって発見された不備事項は、その影響を評価した上で、経営会議に報告されます。経営会議の報告を受け、理事長は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者に対して改善措置による是正を適時に指示します。個別の監査業務に対するモニタリングは、定期的又は適時に実施しています。個別の監査業務のモニタリングによって発見された不備事項も同様にその影響を評価した上で、対象となった監査業務の業務執行社員に対して指導又は改善措置による是正を指示します。併せて必要な場合、法人の品質管理システムに対して改善措置による是正を実施します。発見された不備事項やその是正措置の内容は、定期的又は適時に専門要員へ研修等による周知を実施しています。

<外部レビュー・検査の枠組み>



監査法人に対する外部レビュー・検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査があります。当法人は、外部レビュー及び検査への対応を重視しており、レビュアーや検査官との対話や指導を通して、当法人における監査品質をさらに向上させることのできる貴重な機会と考えています。

<日本公認会計士協会による品質管理レビュー>

日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度(品質管理レビュー)を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。当監査法人は、2025年6月に、品質管理レビュー報告書の交付を受けました。当該通常レビューの実施結果は、「極めて重要な不備事項及び重要な不備事項のある実施結果」でした。

極めて重要な不備事項及び重要な不備事項の概要は次の通りです。

【極めて重要な不備事項】

(1) ガバナンス及びリーダーシップ

① 経営会議

経営会議は、経営の重要事項について協議し、法人業務の具体的な意思決定及び法人の業務執行を担う機関であり、法人の経営方針の決定と諸施策のマネジメントを行うとしているが、当該会議体の運営に当たって必要となる開催に係る具体的な方針及び手続を定めていない。また、当該会議体の議決の有無などを記載した議事録が作成されていない。

② 経営評議会

経営評議会は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するための監督・評価機関としているが、当該会議体の運営に当たって必要となる開催に係る具体的な方針及び手続を定めていない。また、当該会議体の審議内容を記載した議事録が作成されていない。

(2) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

監査事務所は、モニタリング活動として進行中の監査業務の検証を実施しているが、完了した監査業務の検証を実施していない。

(3) 品質管理の全般的体制

監査事務所は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者の選任に当たって当該責任者に必要とされる経験、知識の要件を具体的に定めていない。また、当該責任者が十分かつ適切な経験及び能力を有していることを最高責任者等が確かめているか否か議事録等で確認できない。

(4) 登録上場会社等監査人の特則

監査事務所は、「監査業務の定期的な検証が、通常3年間を超えない期間を検証のサイクルとし、一つの検証サイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの完了した監査業務を検証の対象として選定」としている旨が記載された「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を公表しているが、自ら定めた評価対象期間に完了した監査業務を検証していないため、当該検証を実施している旨の公表情報の信頼性には重大な懸念があり、利害関係を有する者が登録上場会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項を公表する体制を整備していない。

【重要な不備事項】

(1) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

監査事務所は、「監査事務所の組織的な業務運営が行われるよう実効的な経営機関を設けていない」と「組織的な業務運営を実行するための経営機関が運営されていない」という品質リスクを設定した上で、経営会議が定期的に開催されていることをモニタリング活動を通じて確認しているが、経営会議の承認結果が記録されていないにもかかわらず、組織的な業務運営が整備及び運用されていないことを適切に識別していないことから、実効性のあるモニタリングを実施していない。

上記、極めて重要な不備事項及び重要な不備事項に対して実施した改善施策は「9 品質管理システムの評価結果」に記載の通りです。

<公認会計士・監査審査によるモニタリング>

金融庁に設置された公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会より同協会が実施した品質管理レビューに関する報告を受け、その内容を審査するとともに必要に応じて監査事務所等に対し立入検査等のモニタリングを実施します。モニタリングの結果、監査事務所の品質管理が著しく不十分である場合、法令等に準拠していないことが明らかとなった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。金融庁は、公認会計士・監査審査会からの勧告を受けて、監査事務所に対して戒告、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金納付命令などの行政処分を行います。

<非監査業務に対する考え方>

当法人は、「資本市場のインフラ機能の不足という社会的課題の解決に貢献するとともに、成長企業の監査を通じて次世代を担う経営者と共に社会のイノベーションをLeadする」というビジョンに基づき設立した経緯があるため、原則として全てのリソースを監査業務に集中させています。したがって、非監査業務についてはIPO準備会社に対するショートレビュー(短期調査)やIPO監査契約締結前のIPOアドバイザリー業務など、監査業務と密接な関係がある業務に限定しており、2024年12月期においては、全収入に占める非監査業務収入割合は5.9%となっています。非監査業務であるIPO準備会社に対するショートレビューは、多くの常勤専門職員が経験できるようにアサインしています。

<監査ホットライン>

外部通報

当法人の監査業務等の品質向上に利用するため、監査業務等に関する情報を受け付ける窓口として、当法人のホームページ上に「監査ホットライン」を開設しています。

通報を受けた場合、通報窓口責任者が事案について調査の要否、調査方法等を検討します。

通報の内容が、当法人の監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反等(公認会計士の独立性・倫理規則違反、インサイダー取引等を含む)またはそれらのおそれがある行為であった場合は、事案により、不正対応審査委員会または経営会議に報告し協議します。

通報窓口責任者は、必要に応じて専門家の助言等を受けながら、調査を実施し、調査結果は事案により経営会議またはパートナー全体会に報告されます。

内部通報

構成員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適切な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として内部通報制度を制定しています。

構成員等が通報できる環境をより多く用意し、通報者の匿名性確保や通報内容についての公正な判断が出来るよう、通報窓口として法人内部だけではなく、法人外部窓口を設置しています。

通報窓口責任者は通報の内容について、必要に応じて関連する部署メンバーや外部専門家からなる調査チームを設置し、事実調査を行います。通報の内容、対応状況、結果は経営会議に報告されます。

通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対していかなる不利益な取扱いも行わず、通報者等を保護します。

2 組織・ガバナンス基盤

<全般>

現状の組織ガバナンス体制として、パートナー全体会(社員総会)とは、全パートナーで構成される法人の最高の意思決定機関です。法令定款等に定められている事項、規程等の改廃等の重要な業務事項を決定します。理事とは、当法人の代表社員であり、経営に従事し、法人経営に責任を有するパートナーです。

理事長は、法人業務執行の最高責任者として法人を代表し、法人業務を統括します。経営会議は、理事長と理事で構成される会議体で、経営の重要事項について協議し、法人業務の具体的な意思決定及び法人の業務執行を担う機関であり、法人の経営方針の決定と諸施策のマネジメントを行っています。法人の適切なマネジメントのために、各理事は法人運営のための基盤を支えるための業務を担っています。

組織ガバナンス体制の運営として、毎月開催される経営会議において議論された現状の認識と課題、対処の方針等は、社外ガバナンス委員が参加する経営評議会でその適正性、妥当性等について評価されます。その後、審議事項はパートナー全体会で審議し、パートナー全員へ周知されるとともに、共有事項は、パートナー連絡会で説明されます。パートナー全体会とパートナー連絡会を受けて、必要事項は、グループ毎にグループパートナー会議、職員も含めたグループ会議で周知されます。グループ会議の状況は理事にフィードバックされます。

このPDCAサイクルが、監査業務管理、監査監理、会計監理、意見審査、人材開発、ITセキュリティ等の基盤毎に、機能していることをモニタリングできる体制を構築しています。

<監査業務管理関係>

監査業務管理は、監査基準や監査基準報告書等及び公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会の検査結果等に対応した監査業務の実施のため、各監査チームの監査業務の品質向上のための支援活動を行うことによって、法人全体として監査品質向上を推進する役割を担っています。

具体的な取り組みとしては、監査監理、意見審査・会計監理及び人事採用等の担当理事と密な連携をとり、一元管理された監査契約情報に基づく適切な人員配置、ITやTAXなどの専門領域に対する専門家のアサインなどによる監査品質の確保、残高確認状など画一的処理が可能な業務のアウトソーシングによる業務効率化など、限られた監査資源で有効な監査が進められる環境の構築運用を進めています。

監査業務の均質化及び効率化のため、監査調書を電子化しており、監査マニュアルに対応した調書フォーマットファイルを監査チームに提供しています。また、すべての監査業務において監査調書の保管は電子監査調書システムを利用しています。具体的には電子化された監査調書を「CaseWare Working Papers」に保管し、各監査調書へのサインオフの実施や最終的な調書の保存も「CaseWare Working Papers」の機能を使用して実施しています。

「CaseWare Working Papers」は管理者によるアクセス権管理、各種機能制限やロック操作等を実施することが可能であり、監査調書の改ざん防止や網羅的な監査調書管理のためにこれらの各種機能を活用しています。



左から：丸尾 浩一／国見 健介／潮田 一成

経営評議会、社外ガバナンス委員による対談

弊法人では、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応し、独立性を有する第三者の知見を活用すべく、3名の社外ガバナンス委員に就任いたしており、社外ガバナンス委員と理事で構成される経営評議会を設置しています。適時適切に経営会議審議情報が提供されるように定例経営会議の翌週に社外ガバナンス委員規約経営評議会規程に従って、経営評議会を毎月開催し、社外ガバナンス委員に説明しています。

(※1) 経営評議会のメンバーである社外ガバナンス委員3名については、当法人から独立した立場にある第三者であり、経営からの独立性に問題はありません(※2)。

(※1) 社外ガバナンス委員が適時適切に経営会議審議情報にアクセスできるように、2025年3月に法人PC等を貸与しています。

(※2) 「独立性を有する第三者」に求められる独立性について、2025年4月に改訂された社外ガバナンス委員規約経営評議会規程において一定の基準を設けています。

高い水準のガバナンスが求められる大手金融機関出身のガバナンス委員には、主に監査法人に求められるるべきガバナンスについてご指導ご提言をいただいている。

公認会計士受験専門学校の経営をされているガバナンス委員には、主に日本の将来を担う公認会計士にとって、期待される監査法人像、公認会計士像についてご指導ご提言をいただいている。

日本取引所自主規制法人の上場審査部長を経験されているガバナンス委員には、主に新規上場を指導するるべき監査法人の体制と法人レベルでの留意事項、そして、弊法人の構成員が理解すべき上場審査の論点等についてご指導ご提言をいただいている。

<社外ガバナンス委員の皆様が認識されている課題>

ESネクスト有限責任監査法人は、設立第5期の2024年12月決算で、2024年決算の監査法人としては、売上高は業界10位となり、より社会的な責任が増してきたと考えています。いまでは、社会の信頼に応えるために、上場会社・IPO前後の不祥事は絶対に起こさないことを強くお願いしてきたと思います。この規模になって、社会の信頼に応えるために、現在、認識している経営課題をご説明ください。

鈴木理事長：

社外ガバナンス委員の皆様にご指導いただき、法人全体で社会の信頼に応えるために、上場会社・IPO前後の不祥事は絶対に起こさないことを強く意識して法人運営をしてまいりました。おっしゃる通りで、売上高は監査法人業界で10位となり、法人としては、より早く高いガバナンス体制の構築を目指して、改訂品質管理基準を先行適用しましたが、それでは十分ではないとの認識です。監査法人の公益性をより重視して、社会的な責任を果たすために、外部目標を意識したより高いガバナンス体制を構築していくと考えています。2回目となったパートナーの品質管理面談及びパートナー品質管理研修の他、パートナー全員で監査法人のガバナンス研修も実施いたします。

今井理事：

監査の提供を通して、より多くのIPO準備会社のIPOの実現とその後の成長に伴走し、スタートアップエコシステムの一部を担い続けるためには、個々の監査業務における監査品質の向上はもとより、監査法人としてそれを支援する品質管理体制及びガバナンス体制が必須となっています。上場会社の監査を担当する監査法人はその規模でみますと

大手、準大手、中小と区分することができますが、外部のステークホルダーからは、上場会社の監査を担当する監査法人として必ずしも区分の違いによることなく一定水準以上のガバナンス体制、品質管理体制が期待されているものと思います。組織の規模が継続して拡大していく状況と合わせてこれらの期待水準を適切に理解し、自ら実践していくことが重要と考えています。

加藤理事：

監査法人全体の品質管理体制の整備運用に関しては、外部から期待水準を常に意識しながら網羅的かつ矛盾のない対応を進める必要があると認識しています。ESネクストに対する社会からの信頼に応えるためには、監査業務に従事するメンバーの品質管理に対する意識及び能力を継続的に成長させる取り組みが重要と認識しています。上場会社やIPO実務において蓄積された知見を法人全体に共有する手法として、日常的なOJTのほかテクノロジーを最大限活用した効率的な手法を併用することで法人全体の成長を促進していきたいと考えています。

丸尾社外ガバナンス委員：

頑張っていることは十分に理解できました。さて、ESネクストは、複数の新規の上場会社を輩出し、これからも日本の新規上場に貢献していくと理解しています。一方、設立5年未満での監査法人として致命傷にならないために、以前より上場後の個別の監査業務で不祥事・指摘事項を出さないことに注力してくださいと理事長と理事の皆さんには強くお願いしてきましたが、現状をどのようにお考えでしょうか。

今井理事：

上場会社の全社を監査報告書日まで監査品質レビューの対象として個別の監査業務で不祥事を出さないようにしてきました。2025年2月に事後の検証も実施しています。

鈴木理事長：

個別の監査業務で不祥事・指摘事項を出さないことに注力する一方で、法人のガバナンス体制を整備し、実効的かつ組織的な業務管理体制の構築がまだ不十分であったと理解しています。理事長と理事パートナー全員で、より良い実効的かつ組織的な業務管理体制の構築・運用をしてまいります。

国見社外ガバナンス委員：

大手監査法人と同じタイミングで、改訂品質管理基準を先行適用することで、経営管理体制・ガバナンス体制をより向上・改善していくことでしたが、結果はどのようにお考えでしょうか。

潮田社外ガバナンス委員：

私も、ESネクストは監査品質についてもとても前向きで、大手監査法人と同じタイミングで、改訂品質管理基準を先行適用することで、経営管理体制・ガバナンス体制をより向上・改善していくご説明いただいた際には、素晴らしいことと考えていました。実際に、改訂品質管理基準の先行適用により、経営管理体制・ガバナンス体制はより向上・改善したのでしょうか。

鈴木理事長：

改訂品質管理基準を先行適用するために準備・努力することで、経営管理体制・ガバナンス体制について一定の前進があったのは間違いないと考えています。その一方、早期適用によっても、規程の整備も含めて、改訂品質管理基準に準拠した品質管理体制の完全な整備・運用については、結果的には十分でなかった部分もあると思われます。

国見社外ガバナンス委員：

海外ネットワークがある大手監査法人・準大手監査法人は、海外でISQMが先行適用されており、その適用済みRCMのたたき台があるところからのスタートですが、海外ネットワークがないESネクストが前向きに先行適用し、一から整備・運用するためには、相当ハードルが高かったのではないかでしょうか。

中川理事：

理事パートナー全員で、改訂品質管理基準を適切に整備及び運用されているかをより重視いたします。

鈴木理事長：

必要な改善措置は、短期間に実施可能であり、2025年6月までに、改善を速やかに実行いたします。強固なガバナンス体制を整備・運用し、さらに監査品質の向上を図ります。

丸尾社外ガバナンス委員：

2025年以降、ガバナンス関係のコミュニケーションがより深まると考えます。ESネクストの速やかな改善を期待しています。

<社外ガバナンス委員の皆様が認識されている課題>

ESネクスト有限責任監査法人は、2025年2月時点での構成員はパートナー34名を含む203名の体制になったと理解しています。人財の育成方針についてご説明ください。

鈴木理事長：

常勤職員の平均年齢は28歳と非常に若く、私どもも、若手職員の育成が課題と認識しております。若い人財の育成について、まずは、担当の理事パートナーの落合よりご説明させていただきます。



落合理事：

設立当初より、若い職員の皆さんを育成指導する文化を醸成してまいりました。

2週間を超える新人研修、年2回の職階別研修の他、品質管理等の全体研修等もあり、研修も充実させてきました。年2回のフィードバックを含めて、職員の皆さんとのコミュニケーションは常に意識しています。

定期採用の1期生の同期14名が、2024年12月に修了考査を受験しました。入所以来、ESネクストの環境で成長してきた皆さんの結果を楽しみにしていましたが、全員合格することができました。

鈴木理事長：

理事パートナーの落合からご説明させていただきましたが、若手職員を育成する風土が醸成されていると考えています。より効果的かつ効率的に若い職員を育成するため、生成AIを含めたDXの活用が急務と考えております。具体的なDXの活用について、担当の理事パートナーの加藤よりご説明させていただきます。

加藤理事：

DX取り組みについて、概要をご説明させていただきます。

- ・電子監査調書 (CaseWareを設立時から利用)
- ・自動証憑突合システム
- ・仕訟テストPowerBI
- ・確認状あて名書きロボ (RPA) の利用
- ・会計監査確認センター合同会社が提供する電子確認システム

・「eRules Net」「開示ネットPlus」を監査データベースとして利用
・生成AIの利用
等を監査業務において利用しています。生成AIについては継続的に利用範囲の拡大を進めていきたいと考えています。

国見社外ガバナンス委員：

AIのビジネス活用、特に生成AIの利用は急拡大しており、そうした活用の広がりには、そこに潜むリスクがあるのではないかでしょうか。AI活用のリスクをどのように考えられていますか。

加藤理事：

情報セキュリティの確保は重要テーマと認識しています。生成AI活用における情報セキュリティリスクも検討し、LLM、生成AIの利用については、法人内でクローズされた環境で進めています。

鈴木理事長：

ご指摘にしたがって、AI活用を進めようとするプレイヤーとして「AIガバナンス」の考え方の整理やAI活用のためのガイドラインの整備が必要になってくるかと思います。



丸尾社外ガバナンス委員：

AIを活用する際には、何気なく利用するのではなく、明確な目的が必要かと思います。ESネクストは、AIの活用の主目的は何でしょうか。

加藤理事：

AIは監査業務の効率化を主目的として活用しています。自動証憑突合システム、仕訟テストPowerBI、AIチャットボット、各種ロボ (RPA) の利用など、検索、集計、転記等の判断が伴わないものの必要な業務において効率化につながっています。

今井理事：

監査品質の観点からは、専門職員が各監査手続を実施する際や監査調書を作成する際など、監査基準等の要求事項のほか、監査提言集や検査結果事例集のポイント等について、適切に理解できる環境構築に活用していくたいと思います。

田代理事：

監査品質を含めた効率化も重要な目的ですが、昇進も早く、若い職員も多いことから、生成AI等を活用して、経験、知識、ノウハウを向上させるために利用していくことが大切と考えています。



潮田社外ガバナンス委員：

私の出身の日本取引所では、「グロース市場における今後の対応」が大きなテーマとして取り上げられています。私もこのテーマでお話しすることがあり、ESネクストとしてどのように対応して、どのようにお考えでしょうか。

鈴木理事長：

IPO後の成長がより求められる環境になったと考えています。成長のためにIPO後のM&A、IPO前でもM&A、海外展開により、成長を志向する会社も増えてくると思います。政府のスタートアップ5か年計画で、成長を志向する会社にはリスクマネーが増える環境が整ってくると考えます。法人の体制については、会計ナレッジを所管している中川理事、研修を担当している根岸理事からご説明させていただきます。

中川理事：

IFRSの監査契約も増えてきました。会計監理ではIFRSデスクを設置して、IFRS対応をしています。

根岸理事：

IFRS研修とIFRS認定制度も始めています。この環境ではグローバルオファリングを目指す会社も出てくるのではないかと考えます。

丸尾社外ガバナンス委員：

グローバルオファリングの対応も必要だと考えています。そのための体制整備はどのように考えていますでしょうか。

阿曾理事：

グローバルオファリングの対応の他、成長のために、海外展開する会社も増えてきており、海外ネットワークへの加盟が、経営課題になってきたと考えています。

国見社外ガバナンス委員：

海外ネットワークへの加盟については、ESネクストの規模とネットワークからのコストも含めた要求等も十分に考える必要があると思います。

鈴木理事長：

海外ネットワークへの加盟については、利用できる海外ネットワークの範囲、グローバルオファリングの対応力を前提に、弊法人にとって合理的なコストを考えて検討したいと思います。

潮田社外ガバナンス委員：

よく理解できました。一方で、規模が大きくなると不正が発生するリスクも高まるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

今井理事：

設立時より、不正リスク対応を強く意識してきました。監査品質がしっかりとった監査を提供していくことと同時に、ク

ライアントの皆様と十分なコミュニケーションをすることが大切だと考えています。

阿曾理事：

監査品質のスタートは、会社の経営陣の皆様とのコミュニケーションからと考えております。IPO準備の監査契約先の経営陣の皆様とは、頻度の高いコミュニケーションにより常に経営課題を把握し、監査に反映するよう心がけています。

国見社外ガバナンス委員：

パートナーの皆さん個人々々には、過去からのIPOのトラックレコードはありますが、法人として上場実績はあるものの、法人のトラックレコードはこれからある認識ですが、これだけの契約を締結できているのは、会社の経営陣の皆様との定期的なコミュニケーションがあるからなのですね。

丸尾社外ガバナンス委員：

現状の評判に甘んずることなく、アンケート調査の実施も検討していただきたい。

藤岡理事：

ありがとうございます。まずは、上場会社からアンケート調査の実施を検討していきたいと思います。

鈴木理事長：

本日は、貴重なご意見をいただき感謝しております。また、普段からのご指導も感謝しております。

**丸尾 浩一**

Maruo Koichi

【経歴】

1984年 4月	大和証券株式会社 入社
2009年 4月	大和証券エスマビーシー株式会社 執行役員 就任
2012年 4月	大和証券株式会社 常務執行役員 就任
2013年 4月	大和証券株式会社 常務取締役 就任
2015年 4月	大和証券株式会社 専務取締役 就任
2021年 4月	大和証券株式会社 エグゼクティブアドバイザー 就任
2021年 5月	株式会社Major7th 設立 代表取締役社長 就任 (現任)
2021年 11月	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役 就任 (現任)
2022年 4月	ESネクスト有限責任監査法人 社外ガバナンス委員 就任 (現任)
2023年 5月	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン 社外取締役 就任 (現任)

**国見 健介**

Kunimi Kensuke

【経歴】

2001年 9月	CPAエクセレントパートナーズ株式会社設立 代表取締役 就任 (現任)
2003年 1月	公認会計士登録
2015年 4月	CPAキャリアサポート株式会社設立 代表取締役 就任
2022年 4月	ESネクスト有限責任監査法人 社外ガバナンス委員 就任 (現任)
2023年 5月	CKA株式会社 代表取締役就任 (現任)

**潮田 一成**

Ushioda Kazunari

【経歴】

1990年 4月	東京証券取引所入所 上場審査部
1999年 6月	東京証券取引所 上場審査役
2007年 6月	東京証券取引所 主任上場審査役
2014年 4月	東京証券取引所 上場推進部長
2015年 4月	証券保管振替機構 振替業務部長
2019年 4月	日本取引所自主規制法人 上場審査部長
2023年 4月	東京証券取引所 財務部長
2023年12月	株式会社シンコペーション設立 代表取締役 就任 (現任)
2024年 4月	ESネクスト有限責任監査法人 社外ガバナンス委員 就任 (現任)

3 IT 基盤

ITテクノロジーの急速な発展はこれまでのビジネス環境に大きな変化をもたらしています。こうした環境下において当法人は、適切な情報セキュリティの確保とITテクノロジーを活用した監査業務を実施するための取り組みを進めております。

適切な情報セキュリティの確保は監査法人の業務の信頼性を支える重要な要素であると認識しております。情報セキュリティに関する取組方針として情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ体制を構築し運用しています。所属メンバーに対しては、情報セキュリティの重要性を正しく理解し、情報を適切に取り扱うために、情報セキュリティ全般に関する教育研修を実施するとともに、サイバー犯罪による被害を防止するため訓練も継続的に実施しています。

監査法人の所属メンバー全員に対し法人PCを貸与し、利用するソフトウェアやアクセス権を一元管理しています。マルウェア対策ソフトウェア、情報流出対策、バックアップ等のセキュリティ確保のための各種ツールについても全てPCIに網羅的に適用し、情報セキュリティレベルの均質化を図っています。

テクノロジー等への投資額	98,013千円
電子監査調書システム利用率	100%

4 人的基盤

当法人では、すべての監査業務において電子監査調書システムを利用しております。また、生成AIを活用し、監査基準等の公表情報を活用したデータベースを構築するとともに、所属メンバーが会計及び監査に関する基準等の確認時に使用可能なチャットボットを開発、運用しています。その他にも仕訳テストツール、証憑突合サポートツールや単純業務でのRPAの利用など、監査業務のDX化を推進しています。

また、所属メンバーのITリテラシー向上のため、IT関連の研修やITGC担当人材育成のための研修及びOJTの実施など、ITに関する人材育成を進めています。

当法人では、設立当初から、永続的に高い監査品質を確保するためには、人財の確保・維持こそが最重要であると考え、全社一丸となって体制整備を行ってまいりました。高い倫理観を備え、当法人の理念・ミッションに強く共感する人財を「採用」し、採用した職員について高度な人格と職業的専門家としての能力を「育成」し、育成の過程においてパートナー・職員が士気を高め成長意欲を持続するための「環境づくり」を行い、監査品質を重視した成果を「人事フィードバック」することとしています。

<人財採用方針>

当法人では、以下のとおり大きく5つの観点から採用活動を行っています。

■ 高い倫理観を保持すること

当法人では、監査及び会計に関する職業的専門家としての職責を果たすため、日本公認会計士協会が策定する下記の「倫理宣言」を参考に、高い倫理観を保持することを重視しています。

『誠実性』

職業的専門家として常に誠実な態度を保持し、率直かつ正直に、強い意志を持って適切に行動します。また、重要な虚偽又は誤解を招くような情報、思慮なく提供された情報及び省略又は曖昧にすることにより誤解を生じさせる情報には関与せず、情報の信頼性の確保に努めます。

『守秘義務』

自己又は第三者の利益のために業務上知り得た秘密を利用せず、公共の利益に対する社会の期待を認識し、正当な理由により守秘義務が解除される場合を除き、厳格に、業務上知り得た秘密を守ります。

『職業的専門家としての行動』

その職責を果たすに当たり、関連する法令及び適用される基準等を遵守し、公共の利益のために行動するという責任を全うし、職業的専門家に対する社会的信用を守ります。

『客觀性』

バイアス、利益相反及び個人、組織、テクノロジー又はその他の要因に影響されることなく、職業的専門家として客觀的な判断を行います。

『職業的専門家としての能力及び正当な注意』

ビジネスの進展やテクノロジーの動向を継続的に把握し、専門業務の提供に必要な知識及び技能を修得及び保持し、職業的専門家として、注意深く、適切に、かつ適時にその職責を果たすよう行動します。

■ 当法人の理念・ミッションに共感していること

ESネクストでは、日本の未来のため、監査を通じて「次世代の経営者を支援する」ことをミッションとしています。そのため、監査クライアントは、次世代を担う最先端のビジネスモデルを持つ急成長企業が数多くあります。したがって、監査にあたっては、会計等の知見はもちろんのこと、監査クライアントが置かれている市場環境、ニーズの把握等、ビジネスモデルの本質を理解する意欲と能力が必要となります。その結果、適切な職業的懐疑心を発揮することができるようになります。

また、IPO監査にあたっては、批判的機能はもちろんのこと、指導的機能も必要となります。

そのような意欲と能力を兼ね備えるために、まずはESネクストのミッションへの共感と情熱を求めていきます。

■ 協調性及び育成力があること

ESネクストとしての一体感や品質を最重視する組織風土を醸成するためにも、個人よりも組織・チームを優先できる協調性が必要となります。また、チームメンバーの質問・相談に積極的に対応するとともに、適時かつ的確なフィードバックを行うことで、チームメンバーの成長を支援する育成力が求められます。



■ 高い成長意欲を保持していること

ESネクストにおける監査クライアントの経営者はビジネスに深い情熱を持ち、成長著しい会社が多くあります。そうした会社(経営者)を支援するというミッションの実現に向け、ESネクストも成長していく必要があります。のために、職員個々人が、高い成長意欲を保持し、監査・会計・IPO等の知識・経験を備え、職業的専門家として能力を継続的に磨いていく必要があると考えています。

■ 原則として常勤採用及び専業

永続的に高い監査品質を確保するためには、単に監査人數を確保するのみならず、人員の質の向上とその働き方も重要であると考えています。そのため、可能な限り常勤職員の採用を優先し、常勤職員の比率を高めていく必要があると考えています。また、パートナー・常勤職員について、原則として兼業・副業は認めない方針としています。

<人財育成方針>

成長意欲の高いパートナー・職員が、高度な人格を有し職業的専門家としての能力を開発し継続的に育成することを目的として、下記の取り組みを行っています。

① 研修制度

当法人において、パートナー・職員に対して、公認会計士としての使命及び職責を全うし、監査業務等の質的向上を図るために、資質の維持・向上を行うとともに、将来の活動領域を見据えた上で、継続して自主的に、かつ、能動的に能力開発を行うことを目的として研修規程を定め、専門要員に必要とされる適性や能力を維持・向上させるために、専門要員全員が継続的に研修を受講することの重要性を強調・徹底しています。

日本公認会計士協会所定の「継続的専門能力開発制度(CPD)」については、当法人として毎年3月末までに、パートナーは年間85単位以上、専門要員(公認会計士)には年間50単位以上の取得を義務付けています。

また、日本公認会計士協会のオンライン研修テーブル(CPDオンライン)の中から、監査品質管理及び職業倫理に係る研修テーマを中心に、毎年、必須研修項目を選定し、公認会計士及び日本公認会計士協会準会員全員に受講をするよう指示しています。

CPDの取得状況については、研修担当理事等が隨時モニタリングしています。

当法人では、法人内研修プログラムを多数実施しています。具体的には、監査基準報告書等改正に関する研修、日本公認会計士協会レビューに係る研修、不正リスク及び不正事例に係る研修、収益認識に係る研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修、監査実務DX推進研修、IFRS研修、IPO研修等の他、職階ごとに必要とされるスキル習得に係る職階別研修、新人研修(毎年2月に2~3週間)、金融機

関・IPO関係者・社外ガバナンス委員等法人外の幅広い知識や経験がある方々による研修も実施しています。会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、特に重要と考えられる研修については、IT専任者や税務専門家も研修受講の対象としています。

各研修においてアンケートを実施し、研修プログラムの構築に役立てています。

職員に対しては、監査業務のアサインメントに先立ち研修計画を立案し、研修日程を確定することで必要な研修を適時に受講できるようにしています。

② 環境づくり

当法人では、働き方改革の一環としてリモートワークを認めつつも、スタッフ(公認会計士試験合格者)は原則出社とし、パートナー・先輩職員(公認会計士)もできる限り出社を推奨しています。

パートナー・先輩職員から対面で効率的にOJTを受けられるのみならず、パートナー・先輩職員の所作から学んだり、分からぬことをすぐに聞ける環境づくりをすることで、成長速度を早めることができます。

そのため、働きやすくコミュニケーションしやすい内装、デスク、椅子、モニター等に加え、福利厚生の一環として、無料で飲料や軽食を用意することで毎日出社したくなるオフィス環境を整備しています。

今後も、パートナー・職員が士気を高め成長意欲を持続するために、ソフト及びハード両面での環境づくりを積極的に取り組んでいきます。

③ 人事フィードバック

監査品質を重視したフィードバック制度を整備し、職階ごとに複数の上席者が関与することで、公平性・透明性の確保に努めています。

職員については、上場監査又はIPO監査を行うに当たり、職業的専門家として必須となるスキルを網羅的にまとめたスキルマップシートと、監査品質を最重視する行動及び組織風土の醸成・高い倫理観・責任感・協調性・向上心等の項目をまとめたコンピテンシーシートを使用して、年に2回の自己評価を行うとともに、複数の上席者がフィードバックを行い、最終的にパートナーが面談しコーチングしています。

個々人が足りないスキルやコンピテンシーを理解・把握することで、自律的・意欲的に自己研鑽に励み、自身の成長のみならず、法人全体の監査品質の向上に寄与していると考えています。

1人当たりの平均研修時間

112 時間

(2025年3月末現在)

<人員推移及び職階ごとの人員構成>

種別	2024年1月1日 人員数	入所	職制変更	退所	2025年1月1日 人員数
パートナー	29名	4名	3名	-2名	34名
常勤職員	47名	21名	14名	-8名	74名
学生非常勤	17名	14名	-10名	—	21名
監査トレーニー	6名	6名	-7名	-2名	3名
個人業務委託者	12名	4名	—	-3名	13名
税理士・IT専任者	26名	4名	—	-2名	28名
監査アシスタント	3名	—	—	-1名	2名
事務職員	10名	2名	—	—	12名
合計	150名	55名	—	-18名	187名

パートナー	29名
マネージャー	9名
シニア	19名
スタッフ等	83名
事務職員	10名
合計	150名

パートナー	34名
マネージャー	7名
シニア	34名
スタッフ等	100名
事務職員	12名
合計	187名

※公認会計士有資格者については、2024年1月1日現在：63名、2025年1月1日：65名が含まれております。



5 財務基盤

当法人は継続して特定顧客に対する報酬依存度を十分に低い水準に保ってきており、特定顧客に依存しない安定した財務基盤を保有したサステナブルな監査事務所です。

なお、持続的成長のために人員計画、プロジェクト計画および品質管理業務活動計画を基礎とした予算を策定し、当該進捗についてモニタリングしています。

<当法人の財務概況>

(単位：百万円)

項目	2023年12月期	2024年12月期
監査業務収入	1,624	2,063
非監査業務収入	98	130
業務収入合計	1,723	2,193
最も依存度が高い顧客に対する報酬依存度※	1.9%	2.0%
現金及び預金	312	151
総資産	565	662
有利子負債	250	372
純資産	84	93

※倫理規則においては、特定の顧客に対する報酬依存度が15%を超えた場合、独立性に懸念が生まれるため必要な施策を講じることとされています。

6 国際対応基盤

現在は、ネットワークファームには加盟しておらず、全米で日本系企業に監査・会計サービスを提供している会計事務所とアライアンス契約を締結しています。2024年12月31日現在の監査業務は、上場会社は8社であり、それ以外はほとんどがIPO準備の準金融商品取引法監査です。

海外子会社を設立して海外展開をする製造業・小売業のような旧来ビジネスではなく、新ビジネス・テクノロジー等の会社では、海外展開は子会社を設立せずともボーダレスにビジネス展開ができる会社は多くあります。弊法人の主な顧客層は後者となっており、海外に子会社を有する会社は限定的な状況ですが、海外子会社に対する監査は、グループ監査の基準に従いインストラクションを作成し、現地の監査人に監査手続を指示するとともに、必要に応じて現地子会社へ往査しています。



7 IPO ナレッジ基盤

今後は、クライアントの海外展開も見込まれ、IFRSへの対応、グローバルオファリングへの対応も必要となってくることから、グローバルネットワークへの加盟を検討中です。また、法人名を一部共有しているものの資本関係がないESネクスト税理士法人とは、毎月定例のミーティングを実施しており、国際税務に対しても対応できる体制を整えています。

当法人は、IPOを通してさらなる成長を目指される企業の監査を通じて、社会のイノベーションをLeadすることを経営理念としており、IPOに関する準備支援と監査契約は、資本市場のインフラとして重要な機能と考えています。

IPOは、資金調達の多様化、知名度や信用力の向上、優秀な人材の確保等により更なる成長を果たし、次世代の日本をLeadする可能性となる企業成長の重要な機会があります。株式上場後は、株主をはじめとした様々なステークホルダーに対する社会的責任が増大し、持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を図っていく必要があります。そのためには、適時適切なディスクロージャ体制を構築するとともに、組織的な企業統治体制を構築する必要があります。しかし、IPO準備会社においては、創業間もなく上場準備に入る場合や、急速な成長に対して管理部門に十分な経営資源が投入されていない等の理由により、上場会社に求められる内部管理体制が整備されていない場合も多く、いかに適切な組織を構築し、ガバナンスや内部統制が有効に機能するようにするかが重要な課題となります。さらに、IPOへの強いインセンティブやプレッシャーから健全な企業の成長よりもIPOすること自体が目的化し、不正等のリスクも高まりやすい状況です。昨今では、これまでにない技術・サービスやビジネスモデルでイノベーションを実現し、更なる成長のためにIPOを目指している企業も増加しており、これらに対応した内部管理体制の構築や会計、税務、法務等についても新たな対応が必要な場合が増えています。以上のような状況から、当法人はIPO準備会社に対して、以下のような取り組みを行っています。

<高品質な監査の実施>

当法人のパートナーは、豊富な監査経験を有し、高度な監査品質を実現できる者を基準に登用し、IPO準備会社に対しても高い監査品質を維持することを最重視しています。内部統制の構築段階から積極的に助言し、有効性と効率性を考慮した内部統制の構築を支援することにより、監査リスクの低減も図っています。

<企業の成長過程における各種課題への適切な助言>

形式的な監査や指導とならないよう当法人のパートナーは、監査業務の他、事業会社の役員、証券会社、コンサルティング業務等のIPO準備会社側の知識や経験も有しております、経営者との適切なコミュニケーションを通して、ビジネスの理解や対話を深め、企業の成長過程における各種課題に対して、適時・適切な助言を行い、企業の成長をサポートしています。

<IPO関係者とのコミュニケーション>

主幹事証券会社等のIPO関係者とタイムリーなコミュニケーションを図り、経営者と協働して、IPO準備会社の各種課題解決を図っています。

8 ステークホルダーとの対話

<IPOへの課題解決支援>

IPO準備会社に対しては、監査契約締結前にショートレビュー(短期調査)を実施し、IPOに向けての課題抽出及び助言を行っています。最新の情報に基づく課題抽出や実務的かつ効果的な助言を行うため、取引所審査事例等、IPOに関する研修を定期的に全職員対象に実施し、IPOに関する知見の維持・向上を図っています。当法人は、パートナー及び職員全員がIPOに関するショートレビュー(短期調査)に関与する体制としており、IPOに関する知見や経験が豊富なパートナーやマネージャーがOJTにより各メンバーを指導しています。法人全体としても、IPOナレッジチームを設け、課題事例、検討事項等のIPOナレッジを集約し、各担当者の課題抽出や助言の質の維持・向上を図り、監査チームを支援しています。原則、ショートレビュー(短期調査)と監査契約は同一のパートナーが担当し、監査も見通したショートレビュー(短期調査)を実施しており、IPO準備会社に対するコミュニケーションの継続を図っています。

<IPO準備監査への適切な資源配分>

当法人は、IPO準備監査の適切な資源配分を行うため、すべてのIPO準備監査クライアントの決算期、事業内容、上場申請期、進捗状況等を把握し、担当パートナー、インチャージ、コアメンバーを一元管理し、監査品質の維持、全職員の業務負荷、知見、経験等を考慮し、監査チームを決定しています。

<新技術・新ビジネスへの対応>

特に専門的に研究、検討する必要があると考えられる新技術や新ビジネス等については、専門チームを組成し対応しています。Web3.0ビジネスチームでは、暗号資産、ブロックチェーン及びトーカンビジネスの理解や会計処理上の論点等を検討しています。

当法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換を行うことにより、社会から求められる役割期待を適切に理解した上で、当該理解を会計監査の品質向上に向けた取組みに反映するよう努めています。

<被監査会社>

当法人は、被監査会社とのコミュニケーションを重視しており、パートナー・職員に対する多数の法人研修プログラムの提供や豊富なOJT機会等を通じて、質の高いコミュニケーションを行う能力の向上に取り組んでいます。監査業務においては、被監査会社のビジネスモデルの理解、最新の経営環境などにつき、深度をもって理解するため、SPEEDA等のマクロ分析ツールの利用を奨励するとともに、経営者とのコミュニケーションを定期的に実施するなど頻繁なコミュニケーションを促しています。また、監査役等や内部監査担当者とも各監査結果についての情報交換を行うとともに、定期的な三様監査会を実施し、重要な論点等について十分な議論を行うことで、より深度のある監査を行っています。

<株主・その他の資本市場の参加者>

当法人は、ベンチャーキャピタル・証券会社・証券取引所等とのコミュニケーションを定期的に実施し、監査品質向上のための取組みや法人ミッションの実現に向けた取組みの状況について理解を深めてもらうよう努めています。また、当該コミュニケーションを通じて、株主・その他の資本市場の参加者が当法人に期待する役割を詳細に把握するとともに、対話の中で得られた知見や気付きをパートナー・職員へ循環させる等によって継続的な体制強化に役立てています。

<金融庁・日本公認会計士協会>

金融庁や日本公認会計士協会とは、定期的に意見交換を実施する機会をいただいており、当法人の監査業務体制や監査業界を取り巻く環境やその課題について、有意義なディスカッションを行っています。

9 品質管理システムの評価結果

当法人では、品質管理システムの評価基準日を当法人の会計年度末である12月31日とし、品質管理体制のチェックシートにおいて、品質リスクと当該リスクへの対応について評価手続を実施しました。その結果、当法人の品質管理体制の一部において下記のような重要な不備を検出しており、品質管理体制の整備及び運用について、重大ではあるが広範ではない識別された不備を除き、当法人の品質管理体制は、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供していると評価しました。なお、重大ではあるが広範ではない識別された不備については、当年次報告書の公表日である2025年6月30日現在において是正措置が完了していることを確認しています。

識別された重要な不備並びに実施した改善施策は以下の通りです。

(1) ガバナンス及びリーダーシップ

当法人の経営会議及び経営評議会の運営に関して、以下の発見事項が認められる。

① 経営会議

経営会議は、経営の重要事項について協議し、法人業務の具体的な意思決定及び法人の業務執行を担う機関であり、法人の経営方針の決定と諸施策のマネジメントを行うとしているが、当該会議体の運営に当たって必要となる開催に係る具体的な方針及び手続を定めていない。また、当該会議体の議決の有無などを記載した議事録が作成されていない。

② 経営評議会

経営評議会は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価する機関であり、監督・評価を通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するとしているが、当該会議体の運営に当たって必要となる開催に係る具体的な方針及び手続を定めていない。また、当該会議体の審議内容を記載した議事録が作成されていない。

(2) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

当法人は、モニタリング活動として進行中の監査業務の検証を実施しているが、完了した監査業務の検証を実施していない。

(3) 品質管理の全般的体制

当法人は、品質管理体制の整備及び運用に関する責任者の選任に当たって当該責任者に必要とされる経験、知識の要件を具体的に定めていない。また、当該責任者が十分かつ適切な経験及び能力を有していることを最高責任者等が確かめているか否か議事録等で確認できない。

(4) 登録上場会社等監査人の特則

当法人は、「監査業務の定期的な検証が、通常3年間を超えない期間を検証のサイクルとし、一つの検証サイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの完了した監査業務を検証の対象として選定」としている旨が記載された「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を公表しているが、自ら定めた評価対象期間に完了した監査業務を検証していないため、当該検証を実施している旨の公表情報の信頼性には重大な懸念があり、利害関係を有する者が登録上場会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項を公表する体制を整備していない。

(5) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

当法人は、「監査事務所の組織的な業務運営が行われるよう実効的な経営機関を設けていない」と「組織的な業務運営を実行するための経営機関が運営されていない」という品質リスクを設定した上で、経営会議が定期的に開催されていることをモニタリング活動を通じて確認しているが、経営会議の承認結果が記録されていないにもかかわらず、組織的な業務運営が整備及び運用されていないことを適切に識別していないことから、実効性のあるモニタリングを実施していない。

【実施した改善施策】

No.	改善施策	識別した重要な不備の表題番号
1	2025年6月、全パートナーを対象に監査事務所の品質管理システムに関する知識の向上を図ることを目的とした研修を実施しました。	(1)(2)(3)(4)(5)
2	2025年2月、品質管理リスクを再検討し、2024年度「監査法人の品質管理体制のチェックリスト」を更新しました。	(1)(2)(3)(4)(5)
3	理事長は、今後の制度改訂時等に、適格性ガイドライン及び監査法人のガバナンス・コードを批判的に検討して適切に適用します。	(1)(2)(3)
4	2025年4月、各理事パートナーによる報告事項に関する規程類を整備しました。	(1)(4)(5)
5	2025年2月以降、大手監査法人の経営経験者である経営アドバイザー候補と、監査法人のガバナンス・コードの適用や品質管理システムの整備及び運用等に関する意見交換を実施しています。	(1)
6	2025年4月、社外ガバナンス委員は、監査法人のガバナンス・コード原則3について、上記アドバイザー候補とディスカッションをしました。	(1)
7	2025年2月以降、経営会議及び経営評議会の運営に関する規程を整備するとともに、同時期より議論の内容及び結論を明確にした議事録を作成しています。	(1)
8	品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は、今後の制度改訂時等に、制度改訂後の要求事項等が適切に適用されているかどうか再点検を徹底します。	(2)(3)
9	品質管理システムの整備及び運用に関する責任者と完了した監査業務の検証担当者は、完了した監査業務の検証の目的、運用方針に関し、定期的に会議を行い確認します。	(2)
10	2025年1月以降、個々の監査業務を対象に実施するモニタリングについて、実施中の監査業務の検証と完了した監査業務の検証を明確に区分の上実施することとしました。	(2)

No.	改善施策	識別した重要な不備の表題番号
11	2025年2月以降、監査業務の検証担当者の具体的要件を監査の品質管理規程に定め、担当者を選任するとともに、完了した監査業務の検証について、その業務フロー、実施方針及び作成する文書様式を整備しました。なお、完了した監査業務の検証を含む「監査法人の品質管理体制のチェックリスト」で識別した不備事項に関して、是正状況のモニタリングを行い、その妥当性を確認しました。	(2)
12	2025年2月以降、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者の適格性の具体的要件及び選任方法を監査の品質管理規程に定め、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者を選任しました。	(3)
13	2025年6月30日付の年次報告書について、すべての記載内容を対象に、モニタリング責任者が根拠資料との照合を行い、その照合結果の詳細についてすべての理事パートナーが再度検証しました。今後公表する年次報告書についても継続して実施します。	(4)
14	2025年4月、過去に提出した第3期（2022年12月期）及び第4期（2023年12月期）業務報告書、業務及び財産の状況に関する説明書類に記載した定期的な検証の内容について、訂正しました。また、2025年6月、過去に公表した年次報告書に記載した定期的な検証の内容について、訂正しました。	(4)
15	2025年2月、2024年度品質管理システムの評価計画について再整備しました。また当該評価計画に基づき評価を再実施しました。	(5)
16	2025年2月以降、2025年度品質管理システムの評価計画と「監査法人の品質管理体制のチェックリスト」を整備しました。	(5)

女性活躍支援

次世代を担う女性職員が、ひいては職員全体が、やりがいをもって働いていける職場づくりを目指し、昨年女性職員を中心としたNewES[ニュース]を立ち上げました。

職員同士がつながるきっかけを作り、さまざまなおもてなしモデルの中から各自のキャリア形成の気づきを得てもらいたいという思いから、活動を継続させていくことが重要だと考えており、定期的にランチミーティングを開催し、テーマ

を決めて意見交換をしています。職種職階を超えてざくざくに発言できる雰囲気を心がけ、どんなことでも相談しやすい関係性の構築に努めています。

ランチミーティング等で出てきた意見を、法人運営につなげていくことも目的の一つと考えており、今年は女性向けクリートイベントの主催のほか、オフィス拡張に伴い職場の環境改善提案を行い、働きやすい環境づくりを進めました。

会計士の働き方やキャリアについて女性が改めて考えることで、男性の職員にも気づきが生まれていると実感できており、相互に理解し尊重しあえる職場環境を今後も推進していきたいと考えています。



ランチミーティング

III 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則 / 指針	原則 / 指針の内容	記載箇所	該当頁
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	I - 1. 理事長メッセージ I - 4. (1) 組織図 I - 4. (2) 法人運営・各業務	P3 P8 P9
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	I - 1. 理事長メッセージ II - 2. 組織・ガバナンス基盤 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談 II - 4. 人的基盤<人財採用方針>	P3 P22 P29
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	II - 4. 人的基盤<人財採用方針> II - 4. 人的基盤<人財育成方針>	P29 P31
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	I - 1. 理事長メッセージ II - 4. 人的基盤<人財採用方針> II - 4. 人的基盤<人財育成方針>	P3 P29 P31
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	II - 1. 品質管理基盤 <職業倫理・独立性>独立性を確保する体制 II - 1. 品質管理基盤 <非監査業務に対する考え方>	P15 P20
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	II - 6. 國際対応基盤	P34

原則 / 指針	原則 / 指針の内容	記載箇所	該当頁
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	I - 4. (1) 組織図 I - 4. (2) 法人運営・各業務 II - 2. 組織・ガバナンス基盤<全般>	P8 P9 P21
指針 2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ●監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ●法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ●監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化すること踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	I - 4. (1) 組織図 I - 4. (2) 法人運営・各業務 II - 1. 品質管理基盤 II - 2. 組織・ガバナンス基盤 II - 3. IT 基盤 II - 4. 人的基盤 II - 8. ステークホルダーとの対話	P8 P9 P13 P21 P28 P29 P37
指針 2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	I - 4. (1) 組織図 I - 4. (2) 法人運営・各業務 II - 1. 品質管理基盤<品質管理の概要> II - 2. 組織・ガバナンス基盤<全般>	P8 P9 P13 P21

原則 / 指針	原則 / 指針の内容	記載箇所	該当頁	原則 / 指針	原則 / 指針の内容	記載箇所	該当頁
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。			原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
指針 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	II - 2. 組織・ガバナンス基盤 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談	P22	指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	II - 1. 品質管理基盤 II - 2. 組織・ガバナンス基盤	P13 P21
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	II - 2. 組織・ガバナンス基盤 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談	P22	指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	II - 4. 人的基盤<人財育成方針>	P31
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ●経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ●組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ●経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ●法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ●内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ●被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	II - 2. 組織・ガバナンス基盤 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談	P22	指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ●法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ●法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ●法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ●法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	II - 1. 品質管理基盤 <非監査業務に対する考え方> II - 4. 人的基盤<人財育成方針>	P20 P31
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	II - 2. 組織・ガバナンス基盤 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談	P22	指針 4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	II - 7. IPO ナレッジ基盤 II - 8. ステークホルダーとの対話	P35 P37
				指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	II - 1. 品質管理基盤<監査ホットライン>	P20

原則 / 指針	原則 / 指針の内容	記載箇所	該当頁	原則 / 指針	原則 / 指針の内容	記載箇所	該当頁
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。			指針 5-2	<ul style="list-style-type: none"> ●特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ●海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ●監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 		
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書などで、わかりやすく説明すべきである。	本報告書					
指針 5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ●法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ●監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ●監査法人における品質管理システムの状況 ●経営機関等の構成や役割 ●監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ●法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ●監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ●規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 	I - 1. 理事長メッセージ I - 2. 監査品質指標 I - 3. 法人事務所の概況 II - 1. 品質管理基盤 II - 2. 組織・ガバナンス基盤 II - 3. IT 基盤 II - 4. 人的基盤 II - 5. 財務基盤 II - 6. 國際対応基盤	P2 P4 P6 P13 P21 P28 P29 P33 P34	指針 5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ●グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	II - 4. 人的基盤<人財育成方針> ①研修制度 II - 6. 國際対応基盤	P31 P34
				指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	II - 2. 組織・ガバナンス基盤 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談 II - 8. ステークホルダーとの対話	P22 P37
				指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	II - 9. 品質管理システムの評価結果 本報告書	P38
				指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	II - 8. ステークホルダーとの対話	P37



ES ネクスト有限責任監査法人

ES Next LLC